

生産緑地追加指定申請

令和6年度(2024年度)生産緑地地区追加指定申請を下記のとおり実施します。
申請に関する御相談は事前相談期間を御活用ください。

◆事前相談期間◆

令和6年(2024年)1月5日(金)～1月31日(水)

◆申請期間◆

令和6年(2024年)4月5日(金)～4月26日(金)

◆問い合わせ先◆

八王子市 都市計画部 都市計画課 (本庁舎6階)

☎ 042-620-7302 FAX 042-627-5915

※御来庁前に必ずお電話をお願いします。

生産緑地地区・・・指定されると農地等としての適正な管理・保全が義務付けられ、建築物の建築や宅地の造成等の行為が制限されますが、税制上の優遇措置を受けることができます。

一定の基準を満たす農地等を「生産緑地地区」に指定しています。追加指定に当たっては各種要件があるため、**令和6年度(2024年度)**に申請を御希望の方は、**事前相談期間中に下記必要書類をご用意いただき、都市計画課までご相談をお願いします。**

必要書類	事前相談	本申請	備考
申請書等(1号様式)		○	※都市計画課窓口、HPで取得可能
公図の写し (全国の法務局で取得可)	○	○	※事前相談で使用したものについては本申請時にも使用できません。
土地登記事項証明書 (全国の法務局で取得可)	○	○	※来庁時前3ヶ月以内に取得したもの ※事前相談で使用したものについては本申請時にも使用できません。
印鑑証明書 (本庁舎または事務所で取得可)		○	※来庁時前3ヶ月以内に取得したもの
写真2・3枚		○	※敷地全体の様子が分かり耕作状態が分かるもの
事前相談確認シート		○	※事前相談をされた方のみ
委任状		○	※申請者（所有者）以外の方が申請をする場合

◆主な指定要件◆

- ①農地として適切に管理されている。
- ②地目が「畑」や「田」になっている。（現況と一致している。）
- ③（既にある生産緑地地区に隣接している時）
 - ・既にある生産緑地地区の筆に隣接または認定幅員の最小幅員が6m程度以下の道路・水路等を介してまとまっている。
- ④（既にある生産緑地地区に隣接していない場合）
 - ・合計の登記簿地積が300㎡以上ある
 - ・幅員4m以上の公道または道路形状をなす通路に2m以上接道している。
- ⑤過去に生産緑地地区になっていた農地等の場合、故障を理由に解除した所有者と同一所有者でない。